

○御殿場市行政改革推進審議会設置条例

平成21年3月9日

条例第1号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な市政のあり方について、広く市民の意見又は提言を求めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議すること。
- (2) 市の行政改革の推進状況について提言等を行うこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識と経験を有する者
- (2) 民間企業に属する者
- (3) 公共的団体に属する者
- (4) 公募による者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。